

## 尾張旭市非常勤職員（児童厚生員） 勤務条件

任用予定人数	2名
任用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行う可能性があります。ただし、その職が廃職になった場合はこの限りではありません。
応募資格	以下のいずれかに該当する ○保育士資格、教員免許、幼稚園教諭免許のいずれかを有する ○高等学校を卒業し、2年以上児童厚生施設または放課後児童クラブ事業で指導経験がある
就業の場所	市内児童館
従事すべき業務の内容	児童館来所児童の指導業務および児童館の管理業務など
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 8時45分から17時15分まで 1日の勤務時間…7.5時間、1週間の勤務時間…30時間 2 休憩時間 60分 3 所定労働時間外の有無 無し（災害等特殊な場合除く）
勤務日	週4日勤務
休日	毎週日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までの日
年次有給休暇	10日（週の勤務日数によっては変動する場合有り。） 時間単位年休…有り
報酬	1 基本報酬 月給（118,254～163,882 円） 参考…大卒の方の場合 153,624円 2 諸手当の額 (1) 通勤費用弁償 距離や通勤方法に応じて支給されます。 (2) 期末手当 支給条件（週20時間以上勤務で、かつ、6か月以上任用）に応じて支給されます。
その他	・社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入 ・災害補償 公務上の災害（負傷または疾病）または通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法の規定に基づいて補償を受けることができます。